大阪府条例第　　　号

　　　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第一条　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）第八条　（略）２　（略）３　任命権者は、小学校就学の始期に達しない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員に対し、第六条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）を命ずることができない。４　（略）５　第一項から前項までの規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十六条の三第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項から第四項までの規定中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。第十六条の二　（略）（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）第十六条の三　任命権者は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。２　任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。（勤務環境の整備に関する措置）第十六条の四　任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。（子育て部分休暇）第十七条　（略）２　子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。なお、第十六条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。３　（略）（任命権者等の読替え）第二十条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三、第十六条の四及び第十七条第一項 | （略） |
| （略） | （略） |

 | （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）第八条　（略）２　（略）３　任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員に対し、第六条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）を命ずることができない。４　（略）５　第一項から前項までの規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。第十六条の二　（略）（子育て部分休暇）第十七条　（略）２　子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。なお、前条第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。３　（略）（任命権者等の読替え）第二十条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第十七条第一項 | （略） |
| （略） | （略） |

 |
|  |  |

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条　職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （部分休業の承認）第二十条　（略）　２　（略）３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 | （部分休業の承認）第二十条　（略）２　（略）３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以後の日を時間外勤務の制限の開始の日とする改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第八条第三項の規定による請求（小学校就学の始期に達しない子（三歳以上の者に限る。）を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、この条例の施行の日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。